省　令

○農林水産省経済産業省令第一号

商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百十二条、第百十五条、第二百十一条第一項、第二百二十二条及び第二百二十四条第二項の規定に基づき、商品取引所法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行

商品取引所法施行規則の一部を改正する省令

商品取引所法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一相場表の項記載上の注意欄第三号中「場合」の下に「（限日取引の場合を除く。）」を加える。

別表第二中

アルミニウム市場	六百枚	アルミニウム	五十枚	二十枚
日経・東工取商品指数市場	百枚	日経・東工取商品指数	百枚	五十枚

を

アルミニウム市場	六百枚	アルミニウム	五十枚	二十枚
日経・東工取商品指数市場	百枚	日経・東工取商品指数	百枚	五十枚

に改める。

別表第三先物取引日記帳の項記載事項欄第四号中「コールの別」の下に「を記載し、限日取引の場合にあっては記載を要しない。」を加え、同項記載上の注意欄第三号、第五号及び第六号中「、その限月ごと」の下に「（限日取引の場合を除く。以下この号において同じ。）」を加え、同表先物取引勘定元帳の項記載事項欄第四号中「コールの別」の下に「を記載し、限日取引の場合にあっては記載を要しない。」を加える。

別表第四の1及び2の表商品取引員の自己の計算による商品市場における取引及び店頭商品先物取引の項中「限月ごと」の下に「（限日取引の場合を除く。）」を加える。

別表第五注文伝票の項記載事項欄第八号中「については限月」の下に「（限日取引の場合にあっては、記載を要しない。）」を加え、同表先物取引計算帳の項記載事項欄第五号中「コールの別」の下に「を記載し、限日取引の場合にあっては記載を要しない。」を加え、同項記載上の注意欄第三号中「、限月ごと」の下に「（限日取引の場合を除く。以下この号において同じ。）」を加え、同欄第五号中「委託者の別ごと及び限月ごと」の下に「（限日取引の場合を除く。以下この号において同じ。）」を加え、同欄第六号中「、限月ごと」の下に「（限日取引の場合を除く。以下この号において同じ。）」を加え、同表委託者別先物取引勘定元帳の項記載事項欄第五号中「コールの別」の下に「を記載し、限日取引の場合にあっては記載を要しない。」を加え、同表委託者総合管理表の項記載事項欄第五号中「コールの別」の下に「を記載し、限日取引の場合にあっては記載を要しない」を加える。

様式第十八号2に次の記載上の注意を加える。

（記載上の注意）

「限月」は、限日取引の場合にあっては記載を要しない。

様式第十八号3の記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1．「限月」は、限日取引の場合にあっては記載を要しない。

2．「専門・電子」とは、商品取引所法施行規則第111条に規定する専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の受託及び電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の受託を指す。

3．「その他」とは、商品市場における取引等の受託であって、「専門・電子」に該当しないものを指す。

4．「計」は、「専門・電子」と「その他」の合計を記入する。

附　則

この省令は、平成二十二年三月二十三日から施行する。

○経済産業省令第十一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十七号）による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七条第三項、第七条の二第一項、第七条の四第二項、第八条第一項、第十三条第二項、第十五条第一項及び第十七条第二項（これらの規定を同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第十九条第二項、第二十条第三項並びに第八十条第一号並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第三号、第六号及び第七号の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十九日

経済産業大臣　直嶋　正行

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「行う連鎖化事業者」を「行う連鎖化事業」に改め、同条第四項中「特定事業者等」を「特定事業者又は特定連鎖化事業者（以下「特定事業者等」という。）」に改める。

第八条第二項中「その工場」を「その主たる事務所」に改める。

第十二条第二号中「以降にエネルギー管理企画推進者又は」を「以降に」に改める。

様式第一中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第2条第1項」を「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第6条」に、「行う連鎖化事業者」を「行う連鎖化事業」に、「法令第2条第1項」を「令第6条」に改める。

様式第四の備考5中「および」を「及び」に改める。

様式第五中「法第十九条の二第一項」を「法第19条の2第1項」に改める。

様式第五、様式第九及び様式第十一中「令第2条第1項」を「令第6条」に改める。

様式第九の特定の第三表の備考3及び様式第十一の特定の第三表の備考3中「特定事業者」を「事業者」に改める。

様式第九の指定の第九表の1の備考2及び様式第十一の指定の第九表の1の備考2中「備考1(2)」の下に「に」を加える。

様式第九の備考24及び様式第十一の備考25中「及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等」を削る。

様式第十一の特定の第一表中「名称※」を「名称」に改め、「※法人にあっては、法人の名称」を削る。

第四十八条第二項第五号中「（家庭用つりさげ型及び直付け形並びに卓上スタンド用け い光灯器具を除く。）」を「であって、壁掛け形又は施設用つりさげ型若しくは直付け形のもの」に改め、同項に次の五号を加える。

六　鉱工業用機械用に設計されたもの

七　家具用に設計されたもの

八　さし込み口金及び蛍光ランプ用安定器が構造上一体となったもの

九　ねじ込み口金及び蛍光ランプ用安定器が構造上一体となったもののうち、次に掲げるもの

イ　蛍光ランプに反射鏡を有する構造のもの

ロ　光束を調節する機能を有するもの

ハ　昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するもの

ニ　鶏舎用に設計されたもの

ホ　蛍光ランプが分離できるもの

十　蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの

第四十八条第五項第一号中「五万メガ演算」を「二十万メガ演算」に改め、同条第六項第二号中「七十ギガバイト」を「二百七十ギガバイト」に改める。

別表第五第四号の下欄中「メガ演算」を「ギガ演算」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の規定にかかわらず、同令別表第五第四号の下欄については、平成二十三年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。